

裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

1 日時

平成31年2月4日（月）午後2時00分から午後3時50分まで

2 場所

名古屋地方裁判所共用室（事務棟8階）

3 出席者

司会者 齋藤千恵（名古屋地方裁判所裁判官）

裁判官 山田耕司（同上）

検察官 小林修（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 平田浩一（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 1番，2番，3番，4番，5番，6番，7番，8番 8人

4 議事内容

【全般について】

（司会）それでは，意見交換会を始めます。最初に，御担当いただいた事件の大まかな中身を御紹介させていただいて，全体的な感想，印象，あるいは何か御負担に思われたことなどありましたら，お答えいただきたいと思います。まず，1番さんについて，事件は，強盗致傷でした。路上でひったくりをして，転倒させてけがをさせたという事件です。争いはなく，刑をどうするのが主な話し合いの中身になり，評議も含めまして，裁判所に4日間来ていただいたかと思います。

（1番）自分の意見とか発言が責任重大だなということを思ったり，失礼ですけど，事件がそんなに極悪でもなかったもので，気持ちの上で，楽って言ったら変な

んですけれども、期間も短くて、ちょうどよい経験をさせていただいたかなと思います。

(司会) 2番さんの事件は、現住建造物等放火、殺人です。寝ている交際相手にライターオイルをかけるなどして焼死させるとともに、床を焼損させたという事件です。放火の故意が争われて、評議も含めて7日間来ていただきました。

(2番) いい経験をさせてもらえたなというのと、7日間だったんですけれども、何かいろいろ話をしているうちに、結構あっという間に過ぎたので、特に負担とか、そういうのは余りなかったかなと思っています。

(司会) 3番さんは危険運転致死傷の事件です。一般道を高速度で走行中、自損事故を起こして、同乗者2名を死傷させたという事件です。危険運転致死傷罪が成立するかどうかと、量刑が問題になり、4日間来ていただきました。

(3番) やっぱり独特のストレスは感じましたね。私の場合も、極悪非道の犯罪ということでもないし、被告人も罪を認めているわけで、裁判としては、それほどのことではないんですけれども、自分の判断によって、この目の前にいる人、若い人だったんですけれども、一生がやっぱり変わるんだろうなと思って。今まで、いろんなストレスを、プライベートでも仕事でも感じてきましたけれども、全く感じたことのない不思議なストレスを感じましたね。目の前で何か不安そうな顔をして立っている若い青年が、あの独特の表情、多分一生忘れないでしょうね。これがもしも、死刑かどうかなんてというような重大な裁判だったら、すごいストレスになると思いますね。そういうことを素人がすることが、どんなもんなんだろうかという疑問は感じました。

(司会) 4番さんは殺人未遂の事件です。元妻の首を包丁で突き刺したが、けがをさせたにとどまったというものです。殺意の有無が争われて、あとは中止未遂の成否が争いになりました。裁判所には3日間来ていただきました。

(4番) やっぱり全体を通して、いい経験をさせてもらったというのが一番大きかったです。3番さんもおっしゃっていたように、ストレスなのか何なのか

分からないんですけれども、家に帰っても、犯人はどんな気持ちだったんだろうとか、どんなことがあったんだろうって、勝手に考えたりしていました。今回、殺人未遂だったんですけれども、これが人が亡くなっている殺人とかだったら、耐えられたのかなという気持ちもありましたが、やっぱり、やってよかったなという気持ちです。

(司会) 5番さんは傷害致死の事件です。被告人が2名おりまして、飲食店で被告人らと別の客が、被害者に順次暴行を加えて死亡させたというものです。同時傷害の特例の適用が問題になりました。14日間、裁判所でお仕事をしていただきました。

(5番) やっぱり長かったなというのが、一番の印象です。やり直し裁判みたいなのところもあって、慎重に評議を進めていったという印象はあります。その中でいろいろ、自分の思うところをしっかりと話はした上で、最終的な結果というのを一応出せたというところで、すごくいい経験をさせてもらった。それを通して、世の中、いろんな人がいるんだなと。自分があんまり関わったことのなかった世界なので、すごくいい経験をさせてもらったなと思います。

(司会) 6番さんは殺人未遂の事件です。長男の首を締めつけたが、けがをさせたにとどまったというものです。責任能力の有無が問題になりました。4日間、裁判所でお仕事をしていただきました。

(6番) 育児ノイローゼというところがあったので、自分もしくは自分の身内ないし友達とか、そういったところで、もしかしたら身近で起きそうな可能性が高い案件だったので、その辺は、自分に置きかえた場合というところで、すごくいい経験をさせていただいたと思っております。

(司会) 7番さん、8番さんは、同じ事件に携わっていただきました。事件は、窃盗未遂、傷害、強盗強姦、強盗です。深夜、通行中の女性から財布などを奪って強姦したとか、別の女性からバッグを奪おうとしてけがをさせ、また、別の女性から財布を奪ったという、事件が三つあるものでした。強盗強姦事

件と強盗事件の成否について争いがあり、7日間仕事をしていただきました。

(7番) 一生に何回かあるかの、貴重な経験の一つであることは間違いない7日間であったというふうに思っています。あと、短時間で集中して、検察官のお話、弁護人のお話を聞いたということで、休憩が入りながらでしたけれども、一つ一つの時間が、非常に集中することを要求されたなというふうに思っています。それは、責任のあることをしているということであったし、7日間を通して、ずっと人の話に耳を傾けるということに集中して、じゃあ自分がそれをどう思うかということも同時に考えながらということで、体が疲れるよりは頭が疲れたなというふうに今は思っています。

(8番) 私も、最初、7日間もかと思ったんですけども、終わってみたら、あっという間というか、7番さんがおっしゃったみたいに、本当に集中した7日間という感じでした。それも、やはりいい経験ができたというのが率直な意見です。証人の方が3人いらっしゃったのと、被告人がかなり反省の色を述べていたにもかかわらず、何回も繰り返したというので、刑を決める重たさという、天秤にかけるというか、気持ちがちょっと被告人のほうに行ってしまうたり、証人の方の意見を聞いて、気持ちがこっちに傾いたりという、自分の中でどっちのほうの気持ちを聞いてあげればいいのかという思いの7日間だったと思います。

【量刑の審理について】

(司会) 量刑の審理に限らず、法廷でのやりとりなどについて、特に印象に残っていることとか、もっと工夫してほしかったなということがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

(3番) 裁判全体を通して感じたことなんですけれども、裁判員の方に対する裁判所の説明が、極めてわかりやすく親切だったということ。お愛想を言っているわけではありません。全くの素人なんですけれども、裁判の内容のこととか、どういような量刑が今まで決まってきたとか、非常に丁寧な説明が

あって、それは大変感謝しております。ただ、そのことが、例えば大体こういう事件だったら、今までだとかこういう刑が決まっていますよ、こういう例がもうありまして、こういう刑がもう決まっていますよというようなことを詳しく説明されると、素人は絶対にそれに引きずられます。一応、裁判員制度について、私もいろいろ本を読んだり、考えたりしたんですけども、市民的な感覚を取り入れるというふうなことを非常に大切にしていると。ただ、裁判所側が、大体これはこういうことですよということを説明されて、それについて引きずられてしまうと、市民感覚というのがいかされない場合も、場合によってはあり得るのではないかと、そういうような感想を私は抱きました。そこまで考えることもないと言われるかもしれないんですけど、なかなかちょっと、こういうものは難しいところがあると思います。

(8番) 検察側に出していただいた書類が大変わかりやすく、本当に何も知らない素人の私たちでも、順を追って説明されている資料がすごくすばらしかったんですけども、それに引きかえ、私たちが担当した事件の弁護人の資料とかお話が、ちょっと残念な感じに思ってしまった。誰の裁判というか、被告人を弁護するというんじゃなくて、御自身の意見をすごく述べられる弁護人の方だったので、すごく差というか、ギャップを感じました。初めての経験で、初めての弁護人だったので、それをすごく感じました。

(5番) 8番さんとちょっと近いかもしれないですけども、うちの場合は逆に、検察官のほうがかちょっと下手な感じで、弁護人のほうが上手だったんですね。証人に対して、検察官はもうちょっと言い方があるんじゃないのと思うような、何か上手に話を引き出せないような感じになってて。多分、人によるのかなと思うんですけども。別にそこで何か優劣をつけたわけではなくて、ちゃんとした意見を聞いて、どういうふうに思ったかを結果に結びつけはしたんですけども。8番さんのときは逆だったんですね。

(7番) いきなり裁判員制度の持論を述べられたので、イメージしていたものと違

う冒頭陳述の違和感があって、何となく弁護人に対するイメージがそれについてしまったところがあったので、いただいた資料を何回も読んで、その弁護人が言われた裁判員制度に対する持論というのが、被告人の方に対する利益につながるというのはどこなんだろうというのを、最初のころ、一生懸命考えた覚えがあります。最後の弁論のときも、同じようなことを述べられたので、その弁護人の方にとっては、裁判員制度に対する持論を言うことで、被告人に利益があるというふうにしようとしてたようで、もう少し、被告人のためという部分が強く出るのかなというふうに思っていたので、逆に違和感があったかなという。

(司会) 7番さんも8番さんも同じ事件を御覧になっているので、何かそんな印象だったなということなんですね。

(2番) 裁判の進め方とかは、裁判官にすごく事細かく説明していただいたので、すごくわかりやすかったのは助かったんですけども、どちらかというところドラマとか映画で見ているような、ある程度証拠が固まって、こういう状態ですというのにしていくのかと思ったら、進めていく中でも、これって結局どうなったのとか、これって何になったのという答えが出ないまま、そのままどんどん進んで、最終的に結論を出さなきゃいけないというものだった。ちょっとその辺はイメージしたものと違ったので、最終的にどうしたらいいのかなというのをちょっと迷ったところがありました。もともとそういうものなのかもしれないんですけど、不安材料というか、これはどうなったの、でもわからないからとりあえずそれは置いてというのがないほうが、わかりやすかったかなと思います。

(7番) 私たちの担当した事件は三つあって、証拠がそれぞれの事件でたくさんあって、最初の段階でざっと説明をされたんですけども、その後の証人への質問などにどういうふうにつながっていくのかを想像できないまま、証拠を最初に見せられたので、何が重要で何を記憶しておかなければいけないのか

というのがさっぱりわからないまま証拠に対する説明が済まされてしまい、これは後からどうなるのかなとか、これでよかったのかなとかということはちょっと戸惑いましたね。言っただけで見えることはできますというふうに言われていたんですけれども、じゃあ後から見せてくださいというのも、なかなか1個1個というのはいかないかなというふうに思って。もう少し最初の証拠のあたりを丁寧に説明してもらえると、初めて裁判に参加する者にとってはよかったのかなというふうには思いましたね。

(司会) 2番さんと6番さんの事件では、精神科医が証人尋問に出てきて話をされたと思うんですけれども、中身が理解しやすいものだったかどうか、何か印象とか感想はありますか。

(6番) 専門用語がちょっと多過ぎたというのがあります。公判の途中、本1冊読みましたけど、終わった後になってみてわかったというのがあったので、専門用語がちょっと多くてという感じでしたね。

(2番) 余りそこは私は感じずに、その都度、説明をいただけたので。複雑じゃなかったのかなというところもありますけど。

(司会) 2番さんの事件は量刑に争いがあるって、精神科医の尋問などを聞いていただいているかと思うんですけれども、精神障害が犯行に影響しているのかどうか、どの程度影響しているのかというのを、刑の重さを決める上で考えていくということ、それ自体は納得がいきましたか。

(2番) 納得いきました。

(司会) 6番さんは、責任能力があるかないかの争いで、仮にあるとして、どの程度影響しているかによって刑の重さが変わってくる、それはそれで納得がいくか、もうひとつじっくりこないとかありますか。

(6番) 大半は納得しているんですけれども、こっちからいろいろ質問させていただくときに、ぴんどこない回答がきたり、それはわざとやっているのかどうかもよくわからないんですけれども、というのがあったので、その辺でちょ

ところ、この人は何だろうというのは、若干はありました。

(司会) 被告人本人のことですか。5番さんの事件も、お医者さんがたくさん出てきたかと思いますが、中身が理解ができたか、ちょっと難しいなとか、何か感想とかございますか。

(5番) いや、結構わかりやすく話はしてくれて、裁判官の方からも説明はいろいろしてもらったので、わかりにくかったという話はなかったですね。とてもわかりやすく説明はしてくれて、みんな理解した上で話をしながらという感じだったんで、一つずつ確認しながら。

(司会) では、検察官、弁護人の量刑に関する言い分の説明、論告、弁論で、何か御感想などあればお伺いします。さっきの3番さんの話で、たしか若い被告人だったというお話で、検察官も弁護人も、当時未成年だったということ踏まえて刑を考えてくださいというふうに言っているわけなんですけれども、犯行当時未成年、年齢が若いということを量刑を考える上で考慮するというのは、納得はいきましたか。

(3番) 被告人になった方の年齢とか、それぞれに被告人の事情、家庭の事情も含めて、そういうことを考えて量刑を考えるというようなことを、少なくとも私が感じた限りでは、弁護士も、検察官も、裁判官も主張されているんだと理解しました。それはそれで正論だと思って、私は考えました。

(司会) 1番さん、2番さん、4番さんの事件は、被告人が自首しましたということとを弁護人も主張していますし、検察官もそういう前提で進んでいるかと思えます。自首だと刑が軽くなるのはどうしてなのかといったあたりは、検察官、弁護人が主張されているところで、理解されましたでしょうか。

(1番) 私の場合は、あんまり重い罪ではないんですけれども、世代を超えて、結構何度も何度も皆さんで話し合っ、何かすごくいい雰囲気だったかなという、そういう感じを。私が年齢的に一番上だったんですが、幅広く世代を超えて話し合えて、よかったなという印象です。

(司会) 2番さんの事件では、弁護人の意見、弁論で、量刑グラフや事例が複数書いてあったんですけれども、そういった法廷での検察官、弁護人の意見の中で、評議で話し合いに入る前に、あらかじめグラフなどを示されるということについて、何か思ったこととかありますか。

(2番) 全体的にグラフとかそういうものが全部わかりやすくまとめられていたので、すごく参考になったなと思いますし、3番さんは、先ほど量刑がこういうデータだとそっちにという話もあったんですけれども、逆に素人なので、何となくの基準がないと、極端に言うと、人を殺したら目には目で殺人だからもう死刑ですと、そう言いかねないので、私としては何となくそういうものがあつたほうが。その中でも、いろいろ話を聞いていく中で、軽く、重くという判断ができたので、逆に私としては、そういうグラフとかデータとかいうのがあつたのは、非常に助かりましたね。

(司会) 話し合いに入る前に、法廷で検察官や弁護人がこんなグラフとか、こんな事例があるけどどうですかというふうに、出してもらったほうがわかりやすいですか。あるいは、余り先に言われてもよくわからないとか、もし感想があれば。

(2番) そういう意味だと、その場で見せてもらわなくても、別に後からでもいいかなとは思いますが。

(司会) ほかの方々の例では、特に検察官とか弁護人がグラフを示したりとかいうのは法廷の段階ではなくて、評議の話し合いの中で見ていただいているかと思うんですけれども、2番さんの例みたいに、検察官、弁護人の、論告、弁論の主張のところで、グラフで、同じような事件だとこんな刑が出ていますよと、そんなものを見せられるということについて、どうですか。見たほうがいいなというのか、見なくてもいいわというのか、見たくないわというのか、何かその辺の感覚とかはありますか。

(5番) 見たくないです。それはもうこっちで考える話だと思うので、そういうの

- は先に出されても誘導しているようにしか見えなくて、嫌だなと思います。
- (4番) 見たいですけど、でも見ると寄っちゃいます。やっぱり基準がないので、全くわからないので、初めは殺人未遂だったらどれぐらいなんだろうって、考えてもやっぱりわからなくて。でも、人を殺そうとしているんだから、やっぱり10年とか20年かなと思ったら、あれ、思ったより軽いんだとか、人を殺しても死刑にならないんだというのが結構大きくて、終わった後も、人を殺してもいずれは出てこられる、死刑になることってそうそうないんだなというのが、結構大きかったです。ニュースとか見ちゃうと、この人、もう出てくるんだとか、人を殺しておいても、自分は死なずに出てこれるんだとか、何かそういう気持ちにもなりました。
- (7番) 私たちの事件にはなかったのですが、弁護人の方は量刑そのものにはコメントされなかったのですが、弁護人の場合は、普通、被告人の量刑に対して、弁護につながるものであれば、それは当然、その刑に対する根拠とされることについては出される部分もあるだろうし、検察側も、被告人に対してこういう考え方で、こういう量刑だといったことを説明する必要があるら出されるんだというふうに思います。やってみた経験で、結局、9人で評議をしていくわけなので、その中でそれぞれ主張されたところをどういうふうにとらえていくかということは、話をすればいいわけなので、裁判の中で、手法というんですかね、そういうものとして使われる部分については、ありなのかなというふうに思います。
- (8番) 検察官の方の求刑と弁護人の方の求刑は差があり過ぎて、こんなに差があるものなのかということで、事前にそれを聞いてしまうと、何かそこで先入観を持ってしまって、後で弁護人と検察官の思いというか、こっちも迷ってしまうような感じがしたので、私たちも「えっ」という状態だったんですけど。見たい気もするけど、見なくてもいいかなという。ただ、すごく差のある求刑だったかなという気がしました。

(司会) 次に、弁護士、検察官のそれぞれの証拠が量刑について持つ意味合いは、審理の際によく理解できましたかという質問です。情状証人といって、被告人の親族とか知り合いが出てきて話をする場合があったりします。そういうものについて、何か意見や感想はありますか。

(1番) 被害者の方が、当日来られなかったんです。多分辛かったんだと思うんですけども、本当はその被害者からの話とかも聞けたらよかったかなと、ちょっと思いました。

【量刑の評議について】

(司会) 量刑の評議についてお聞きします。量刑の話し合いについてはわかりやすかったか、自分が十分に意見を言うことができたかというあたりは、いかがでしょうか。

(7番) 評議については、自分の意見を述べて、皆さんにいろいろ聞いてという印象だったかなとは思いますが。ただ、評議に入っていく前に、法廷でメモしたものとか、そういったものは自宅に持って帰れなかったということもあって、自分がメモしたものとかを見返したりという時間が全般的に余りなかったので、一つ一つの事柄について、そのとき自分がどう思ったとか、何を言ってもいいとかを頭の中に入れて、その話し合われていくことについてどういうことを言ったらよかったのかなというのは、終わってから思ったところがあって。持って帰れないというのは、もちろん理解はするんですけども、評議に入るまでの5日間分のメモなんかを見直す時間も少しいただけるとよかったのかなというのは後から思いました。ただ、その場では、聞かないやいけないことで聞けなかったこととか、言おうと思ったけどやっぱりやめたみたいなことはなかったなとは思ってますけど。評議全体について、その印象が一番強いかなというふうには思っています。

(1番) 私も7番さんと同じで、やっぱり自分で思ったことを、走り書きとかそういうメモをば一っ書いて、後でちょっと見直したいと、そういうことはち

よっと思いました。持って帰れないのはわかってたんですけれども。

(司会) 5番さん, 6番さんの事件については, 弁護人が無罪を主張していたので, 弁護人からは, 量刑に関する主張は余りなかったんじゃないかと思うんですけれども, 刑を決めるあたりで, ちょっと不自由だとか, 何か材料が欲しいとか思ったことはありますか。

(5番) 量刑グラフで, いろんな刑の重さというのをみんなで見比べながら, これが妥当だよねというところをみんなで決めたので, 余り不自由という点はなかったですね。ちゃんとグラフがあったことで, しっかり理由づけしながら進めていったという感じなので, 特に不自由はなかったです。

(6番) 変な先入観持っちゃだめなんですけれども, 自分の中で最初から結論は決めて臨んでいましたね。資料的には, 特には不自由はなかったです。

(司会) ほかの方の事件でも, 無罪とは言わないんだけど, さっき8番さんが, 検察官と弁護人が言っていることの前提が余りに違うという話がありましたけれども, 刑を決めるに当たってちょっと考えにくいところがありましたか。

(8番) やっぱり, 弁護人の方が被告人の味方になると思って公判を見ていましたけれども, 余りにも弁護人の方が被告人の味方をしない。どちらかというとはっきり言うと, 被告人が不利になるようなことばかりという感じだったので, 何か被告人に対してちょっと気の毒な思いが多少はありました。けれども, やはり罪を重ねているということと, あと, 過去にこういう事件を起こした方が大体どのくらいの刑を受けているかというのを, 実際はこんな求刑を受けていると判決で出ているのを見せていただいたので, それを参考に刑を決めることは, ベースが全然わからなかったもので, それはよかったかなと思いました。

(司会) 3番さんの事件は, 成立するのが危険運転致死傷罪なのか, 過失運転致死傷罪という別の犯罪なのかで争いがありましたし, 4番さんの事件も, 傷害罪なのか殺人未遂なのかで, 前提が検察官, 弁護人で成立する罪名が違うの

で、刑を考えにくかったとかいうことはありますか。

(3番) 私の場合ですと、今聞いたような話とは全く逆で、被告人が完全に罪は認めていると。弁護士の方も、まだ若い、まだ未熟だったというようなことを盛んに主張して、できるだけ穏便な刑をと、刑は受けなきゃいけないけど、できれば執行猶予と。そうなってくると、罪を犯したことは認める、じゃあその上でどうするかということになりますと、被告人の方が無罪を主張しているのと全く違う条件になってしまうし、いろんなケース・バイ・ケースなんだなということを、今ちょっと、話を聞いてよく理解できました。弁護士の方も、ちょっとびっくりするような話を聞きましたけれども、それも弁護士の作戦なんでしょうかね。

(弁護士) ほかの弁護士がどういう作戦をとられるかというのは、ちょっと私のほうでは申し上げられないんですが、私が担当したのは3番さんの事件なわけですけれども、情状に関して、未成年であるということは強調させていただいていたというのは、3番さんのおっしゃるとおりだったかと思います。

(3番) 非常にわかりやすい話でしたね。

(司会) 4番さんはいかがでしたか。殺人未遂なのか、傷害なのか、双方主張が違うので、刑を考える上でいかがでしたでしょうか。

(4番) どっちも求刑が全然違ったんですけど、何か弁護士さんも大変だなと思いました。

(司会) では、量刑データを参考にして具体的な刑を考える際に、ちょっと難しいなど感じたことがあれば、お聞きしたいと思います。

(8番) 強姦罪だったんですけども、過去の量刑を見ると、思っていたよりも軽いなというふうな印象を受けました。今回、私が担当した被告人に対して、もっとひどいことをしている人たちが過去に刑を受けているんですけども、その刑が思っていたより軽いという感じを持ったので、それに比べたらそこまでひどいことをしていないよねというふうな判断になってしまっって、同じ

女性に対して乱暴していることなんですけれども、何かちょっと、強姦罪に対して、軽いなというふうに思いました。

(司会) 量刑グラフと事例一覧表は、やっぱり両方見たほうが参考になりますか。

(3番) イメージはつかみやすくなります、確かに。素人には非常に助かります。

総合的に判断できますからね。

(1番) データは参考になりました。

(6番) 判断の基準になりますね。

(5番) ガイドライン的なものはあるほうがいいなと思います。ただ、見たときに、自分が思ったより軽いなとは思いました。多分今までの過去の犯罪事例のそのデータの蓄積というか、そういうものからひもづいて、そういうものになっているんでしょうけれども、何か思っていたより、人を1人殺しておいても懲役20年というのは、何か軽いなというふうに感じています。

(司会) 事例の表を見ると、ついつい何か似たような事例を探してしまったりということはないですか。同じ事例はないですから、多分裁判官から注意はされてご覧いただいているかと思いますが。

(1番) 罪が全然違うんですけど、殺人とか何かで、テレビとかを見ていると、殺人なのにそんな少ない年数とか、そういうのと比べたら、強盗傷害でこんなに、3年もいいのかなとか。こう何かそれぞれ、みんなの意見を聞いていると、私はこれぐらいでいいと思うけど、ああ、そうなんだと思って、ついちょっと自分の意見から傾いて、こっちの方のほうが正しいような気がするとか、ちょっとそういうのに心動かされました。

(司会) ほかの人の意見を聞くというのも、いろいろ考える材料になったということですかね。

(1番) はい、参考になりました。

(司会) 事例一覧表も、似た事例を探すというよりは、たくさん事例を見ていただくことが多いかなと思ひまして、例えば、一覧表の中でも、重たい事件とか、

逆に軽い事件とか，一番件数が多そうな辺，検察官が求刑で言っている辺，そういった，たくさん事例を見ていくと，何となく見えてくるものというの
はあるんでしょうか。

(7番) グラフを見ると，何件というのは出てくるんですけども，その何件というの
がどういうものなのかというのは，やっぱりグラフだけでというのはな
かなか難しい，やっぱり事例と合わせて見るべきなのかなというふうには思
います。多分，裁判員裁判が始まっての結果ですというふうで，データをい
ただいたかと記憶していますけれども，そうすると，裁判員裁判が始まった
当初，量刑を決めていくというときは，裁判員制度前のデータを見てみたの
かなと。この10年の中で，始まる前の10年と始まってからの10年で，
その刑というのはどれぐらい変化をしているのかなというのを，もうひとつ
知りたくなり，10年間の蓄積をいつまでも，これから先10年も同じよう
に引きずってていいのかなというのも，量刑のデータ，グラフの事例を見て
思いました。だから，裁判員裁判が始まって，少しずつ重くなるのか，軽
くなるのか，裁判員裁判が始まったことによって変化があるんだろうなとい
うか，あるべきなんだろうなというふうには思いましたけれども。検察官の
求刑を聞いて，自分の感覚と少し違ったというのがあって，これぐらいかな
と最初思ったのと，グラフを見て決めていくというふうに，最初に思った自
分の感覚を変えていいのかなというのも，やっぱりちょっと迷いましたね。
確かに量刑を決める，その一つの判断材料の中に，同じような犯罪をした人
がほかにもいて，その人よりもこの人のほうが重い，軽いということの，そ
の公平性ということを考えたときに，データはやっぱり必要，判断基準の一
つにしなきゃいけないかなというのは，最終的にその中で飲み込んだという
感じでした。

(司会) 量刑グラフとか一覧表とかを見て参考にしながら，最終的にほかの方の意
見も参考にしながら決めていくとか，そんな感じなんですかね，具体的な量

刑は。御経験を踏まえて、どうすると具体的な刑が決めやすいか、何かアイデアとかあれば、お伺いしたいと思うんですが。

(2番) 私も量刑を決めるときに、ああこんなもんなんだと、正直、これぐらいで済むんだというイメージがあったので、できるできないは別ですけども、例えばその最後の求刑の前に、参加者全員で、今までの話だけを聞いて、何年にしますかと書いて、それを1回発表しておいて、じゃあこういう事例のときは大体これぐらいですってやると、3番さんが言った、その民意も反映するということも出てくるし、今までこっちだったけど、みんながこっちに思うならこっちにすればいいじゃんという意見も出てくると思うんですね。なので、何かそういうふうなやり方をしてもいいのかなっていう。結局、過去の事例を引きずれば、ここにいる人が参加しようがしまいが、過去の事例から、はいこれですってなっちゃうので、多分、そんなに変わらないと思うんですね。なので、そういうところで、参加者のいろいろな意見は聞いてくれるけど、突拍子もないものは絶対出てこないで、それこそ、本当に1人殺しても、10年たったら出てくるとかなったら、何かそれも亡くなった方の遺族とかを考えると、ちょっと何かどうなのかなとも思いますし、そういう方法もありかなと思いました。

(裁判官) その点でちょっと質問なんですけれども、論告、弁論をしますよね。その直後に意見を聞いたほうがいいのか、論告と弁論を聞く前に、あらかじめこうだというのを聞いたほうがいいのか、どうですかね。

(2番) どっちがいいんだろう。そういう意味では、聞く前のほうがいいのかもわからないですね。聞いちゃうと、そこで、ああやっぱりこれぐらいかとか思っちゃうのもあるので、聞く前のほうがいいのかもわからないですね。

(裁判官) その前提として、やっぱり量刑グラフの枠が一応あるじゃないですか。そこから飛び出たいなと思われても、皆さん、どうなのかなというのがちょっと気になると。もともと裁判所の量刑が軽過ぎるんじゃないかというのは

よくお聞きするんですけれども、皆さん、その辺は、そこは飲み込んでおられるのか、やっぱりちょっと軽いから、もっと飛び抜けたほうが良いというふうに思っておられるのか。

(2番) 実際に自分で話をして、最終的に決めるときは、まあまあこれぐらいかなと思って決めてるんですけれども、最初、ぱっと見の印象はもう、明らかに軽いだらうという印象です。重くすればいいわけではないというのも重々わかっているんですけども。

(5番) 個人の感覚なので、ちょっと難しいんですけれども、私もちょっと高めに思っていた気もするんですけども、今までの実績というか、そういうのを見た上で、じゃあこのぐらいなのかなというふうに自分の中で判断したという感じですね。でも逆にそれをしないと、どこかの裁判所はすごい高めにしている、どこかの裁判所は低めにしているとなっちゃうのもあるから、そういうグラフとかがないと。だから、そういうものも、材料としては必要なのかなと。多分あとは、その時代時代で、高めにいく刑もあれば、低めにいく刑もあるのかなというのは、ちょっと感想としてはありますね。

【裁判員選任手続について】

(司会) 裁判員選任手続のお知らせを受けた際の印象など、お聞かせいただきたいと思います。裁判員候補者名簿に載りましたというのが、最初に送られてきて、その後、具体的な事件について、いつからいつまで来てくださいという紙が送られてきているかと思います。職場に、休まないといけないかもしれませんとお伝えになったのは、名簿に載りましたという段階なのか、あるいは、具体的な事件の段階なのか、いつごろですか。

(1番) 私は、最初に選ばれましたというか、1年間、当たる当たらないは別として、そういうふうに来たときに、家族が「えっ」とびっくりしたことと、私も裁判員裁判が始まってからちょうど8年ぐらいだったので、ああ、一度経験はしてみたいなという、本心からそう思ったので。

(司会) 1番さんは、1年間選ばれる可能性がありますよといった段階で、周りに告げられたということですね。

(2番) 僕も、来た段階で会社には説明して、何かが来るたびに、一応こうなってます、こうなってますという話はしました。裁判所って書かれた紙が来るんですが、何かせめて、裁判員裁判って書いてもらえるといいんですけども、ものすごく、何か悪いことしたかなと思いつつ開けなきゃいけないので、何かちょっとそこは工夫があると。どきどきしちゃうなという感想です。

(3番) 私は、一番最初、郵送していただいて、職場の上司に見せたんですけども、ほとんど知らないんですね、裁判員裁判、あるいは裁判員ということ。私も知らなかったし、それから職場も全くそういう対応ができてなかったもので、その後になって制度ができたようなんですけど、できてるはずだったんですけども、私の直属の上司は裁判員制度を何も知らない。そんなの面倒くさいから、すぐに電話をかけて断りなさいという、そういうことなんです。その上司の方も、知り合いの知り合いの方が、どういう段階か知らないんですけども、裁判員を断ったと。何か親の介護とか、世間的なそういう話が頭に入っていて、こんなものはすぐに断れるんだというふうなことができていますね。いろんな段階で、郵送していただいたものをお見せするんですけども、本当にそれ以外の上司の方でも、一応職場ではそういう対応をする制度ができてはいるはずなんですけども、それが職場では、少なくとも管理職の人たちには全く伝わっていない。きちっと伝える、そういう姿勢もないということなんです。この辺がやっぱり問題点なんです。結局、裁判員とか、裁判員制度というものは、まだまだ世間的には知られていない、認知されていないということ、そのことはちょっと一応、お考えください。

(4番) 私も何か選ばれるのかもしれませんがという段階で、職場に、上の方に話したんですけども、何か裁判員休暇じゃないですけど、そういうのがあるみたいで、一応、本当に選ばれたんだねという反応でしたけども、休みはと

れるよみたいな感じで、快く、大変だけ行ってらっしゃいみたいな感じで、皆さん、送り出してくれました。私がちょうど中学生のときに、職場体験で、名古屋地裁とか、市政資料館とかに行って、法律のことを勉強していたときに、もうすぐ裁判員制度が始まるよというときで、その勉強もしていて、私たちもいずれ参加するかもしれないねって言っていたら当たったので、その友達とかに、終わった後に話したら、もうびっくりしていて、やっぱり本当に当たることがあるんだなという、話のねたにはなりました。

(5番) 一番最初に、リストに載ったよというときには、家族には話しましたけれども、特に周りには話をしてないですね。リストに載っただけなので、当たらないでしょうって思っていて。選任手続の書類が来たのが、ちょうど誕生日で、何ちゅうものがきたんやと思って。一応その段階で会社には連絡を入れました。もしかしたらこの日、全部お休みとるかもしれないんですということ。一応、会社は、ちゃんとそういうのを想定して、特別休暇とか全部設定されていて、なので、全然問題なくというか、大変だけど頑張っただけというところで、もう仕事のこととかは全然問題なくできました。

(6番) 僕も最初に来たとき、リアルタイムで、常に会社、直属の上司、家族には伝えたんですけれども。裁判所にお問い合わせなんですけれども、さっき4番さんからお聞きしたと思うんですけど、特別休暇、うちの会社は公休という扱いで、有休を使わずに出られるシステムというか、そういうのがあったので、僕は恵まれてるなと思ったんですけれども、同じ裁判員候補者の方からちょっと聞いたんですけれども、有休で来ている人がいたんですね。それって何か、3番さんの話じゃないんですけれども、やっぱり認知度が低いんだなというところで、社会的にもその辺を何かもうちょっと、裁判所のほうが、いろんところが、メディアを使ってかどうかわからないんですけれども、うまくとれるように。平等じゃない、例えば人によっては有休で行きます、特別休暇で行きます、公休で行きますという、その辺がちょっと何か、もう一

律みたいな感じにしてもらえたらいいかなというのは、正直、思います。出席率の低下の話も後から出てくると思うんですけども、日当が安いんですよね。僕は公休なんで、会社の日当も下げずに来られますけれども、その辺も、何かもうちょっと考えてほしいなと思います。

(7番)僕は、最高裁から来たときも、淡々と、と言ったら変ですけども、候補になったかなというぐらいの感じでした。もう1年たとうとしていたので、裁判員に呼ばれることはないなと思っていたら来たので、候補になってからの間に異動があったので、異動の段階で上司に話をしておきましたので、裁判員選任手続の通知が来たときには、驚きました。選ばれば休みをとらせていただきますという話で、職場はわかったという感じで。ただ、会議が二つ、裁判の日に入っていましたので、担当者をかえてもらったりとか、説明する担当者にこんな説明をしてくれて原稿を作ったりとかいうことで、選ばれてからはばたばたしましたね。ただ、職場は非常に好意的で、どちらかというところ、どうだった、どういうふうなんだという、制度に対する興味を持つ人が非常に多くて、裁判の公判中は余り話さなかったですけども、終わってからは、話していいと言われたことは、かなりいろいろな人に聞かれて話をしたというような状況です。職場の理解があったので、問題なかったです。

(8番)私は最初、11月に最高裁から来たやつは、候補に挙がったんだなというだけで、まだ選ばれたわけじゃないからというふうに、家族の中では見せたんですけども、友達とかには何もなくて。今回通知があったときに、選ばれましたみたいな感じで、友達とかにはお伝えしたんですけども、その友達の中では、まだそんな制度やってたんだというような感じで。誰も、私の周りの人も、その名前や、そういう候補に挙がるとか、そういうお知らせがあるというのは誰一人いなくて。でも、主人はそれを会社のほうで、そんなに大きい会社じゃないんですけども、役員をやっているというのもあって、嫁さんが選ばれましたというふうで、もし誰か、家族の人でも選ばれた場合、

家族がある程度応援をしないとイケないんじゃないかということ、会社のほうでも話をして、これから先、自分を含めて、そのほかの社員の人たちが選ばれたときに、社員の奥さんとかが選ばれたときに、例えばお子さんがいる人とかも、そのサポートもしないといけなかったりとか、例えば幼稚園児の子がいるんだったら、その御主人が早く帰ってお迎えに行くとか、そういうサポート体制ができるような、そういうシステムを会社も、遅ればせながら作っていったほうがいいんじゃないかということは、会社のほうに提案して、ああそれはいいねという感じで、会社のほうにそういう形なんですけど、裁判員で選ばれた場合は、それは有休は使わずに、その会社のそういう休暇で賄うというふうになったという話は聞きました。

(司会) 裁判員というものが余りまだ知られてないんじゃないかとかいうお話もありましたが、なるべく辞退しないで、参加できる方に参加していただく、なるべく多くの方に参加していただくために、裁判所はもっとこうしたらいいんじゃないのというアイデアがあれば、伺いたいと思います。

(6番) 有休にしないという話ですね。有休は使わずに、堂々として行ってくださいと言える文面を、来た紙に入れておいてもらったら、会社に提出するときにも、ああ、そうだよねってできると思うので。

(1番) 周りで3人ぐらい、こういうふうに通知が来たという方があって、1人の方は、一応行ったけど抽選に外れたとか言われて、もう1人の方は、仕事が、やっぱり重要なポストにいるから、とてもじゃないけど土日以外でそんなに平日に休みを何日もとれないということで、もう最初から断ったとかいうのを聞いて、みんなそんな簡単に断ったんだと思って。自分がやってよかったよということ、裁判長もこの程度なら話してもいいですよということで、こういうことで裁判員やらせていただいてよかったよと言ったら、本当にといいことで、ちょっと返ってくる回答が変わってきたから、別にそれぐらいはみんなに、やってよかった、経験したほうがいいよみたいなことで、やっ

たことを自慢してしまったんですけれども。

(司会) 1番さんのように、経験しての感想というのを身近な人から聞くと、受け答えが変わるということですね。

(3番) 今、1番の方の知り合いの方で、仕事でとてもじゃないが休めないという話、本当にわかります。私の職場では、公休制度ということで、そういう制度ができていて、有給休暇なんだけど、自分が勝手に休んだ分に含まれないという、一番いい形で制度ができています。私はその制度で、こちらのほうに参加させていただいたんですけれども、結果としては、どんな制度ができていたとしても、職場できちんと考えているというようなことがあったとしても、私がやるべき仕事を、その期間中、誰かかわりの人に押しつけることになるわけなんです。押しつけられた人は、はっきり言いますと、そのことに関しては、やっぱり不満を持っています。その辺の空気はわかります。裁判員制度はわかるけれども、やっぱりちょっと、直接的にそういったことで、職場に迷惑をかけることになる。その迷惑をかけられた人で、私に対して、個人的に余りいい感情を持たない方もいると。そういう空気のことがありますと、やっぱり、その有休みたいなことに関して、ちゃんと広く理解できるようなことを考えないと、制度があっても、なかなかそういう変な空気ができちゃうこともあります。

(司会) 貴重な御意見ありがとうございます。最後に、この機会に何かお話をされたいことがあれば、お伺いしたいと思います。

(6番) 幾ら振り込みますって請求書が来たんですが、日当が幾らなのか知りたいです。明細を分けてほしい。交通費幾ら、1日の日当幾ら掛ける日数みたいなので、これだけの日当分だよというので。延べ何万みたいな感じでこられても、正直、もうちょっと明細出してほしいなあって思います。あと、日当の幅の基準が知りたいです。お昼代も出してほしいと思います。一応、国のお仕事で来てるので、そこまで言うつもりはないんですけれども、そこはちょ

っと今後のことで、検討して、後任の方とかにも負担がないようにしてもらいたいです。

(8番) 確かにそれはありました。私、友達に言ったときに、「えっ、昼、自分で出すの」という感じで、出ないのというふうに言われたので。

(司会) 本日はどうもありがとうございました。今日いただいた貴重な御意見，率直な御感想，御提案につきましては，今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただきたいと思えます。大変お疲れさまでした。これで裁判員経験者の意見交換会を終了させていただきます。